

令和2年度の給食費徴収対応について

1 令和2年度の給食実施回数

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症予防のための臨時休業により、給食の提供開始が6月15日となりました。また、夏季休業の短縮により7月末と8月末においても給食を提供することとなり、令和2年度の給食実施回数は、165回程度と見込まれます（下表参照）。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食実施回数	12	20	6	20	21	19	18	14	18	17	165

※各校において給食実施日を決めているため、本表と一致しない学校もある。

2 令和2年度に月額（定額）徴収した場合の年間給食費と1食単価

従来、給食費の月額（定額）徴収においては、8月を除く11ヶ月分を口座引き落としで徴収しています。従来の方法で令和2年度も給食費の徴収を行った場合の年間給食費及び実施回数で割り戻した1食単価が以下の表になります（単独校、調理場校の低学年を例示）。

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (年間給食費)	合計/165 割り戻し単価	【参考】 1食単価
単独校 (低学年)	4,413	4,413	0	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	39,717	241	248
共同調理場校 (低学年)	4,310	4,310	0	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	38,790	235	243

上記の表のとおり、従来の月額（定額）徴収を行った場合に年間給食費を実施回数で割り戻すと、従来の1食単価を下回ってしまいます。この要因は、月額（定額）は年間195回の給食実施を前提としており、給食実施の多い月、少ない月に関わらず定額を徴収し、年間を通して平準化していることによるものに加え、令和2年度においては通常ほとんど給食を実施していない7月末と8月末においても給食を実施したことがあげられます。

3 令和2年度の対応について

上記2のとおり、従来の月額（定額）徴収を行うと1食単価を割り込むこと（＝給食水準の低下）のリスクがあり、徴収方法等について検討を行った結果、令和2年度においては、従来の月額ではなく、1食単価をベースとして喫食した分の給食費を保護者に負担していただく徴収方法としました（下表参照）。なお、学校行事や病気等以外の個人的理由による給食費の減額は、要綱に基づき原則行っていません。

【単独校、低学年のケース】

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1食単価×実施予定回数	2,976	4,960	1,488	4,960	5,208	4,712	4,464	3,472	4,464	4,216	40,920
1食単価	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	
実施予定回数	12	20	6	20	21	19	18	14	18	17	165
引落金額	0	※ 7,936	0	※ 6,448	5,208	4,712	4,464	3,472	※ 8,680	0	40,920
【参考】定額（単：低）	4,413	4,413	0	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	39,717

※引落金額については、6月分と7月分を合算し7月に、8月分を9月分と合算し9月に、3月分を2月分と合算し2月に引き落とす。

また、各校において実施回数や引落月が異なる場合がある。

令和3年度以降の給食費徴収方法について

1 令和3年度以降の徴収方法について（案）

令和2年3月は小学校一斉臨時休業のため、給食提供はありませんでしたが、3月分の給食費の全額返金ではなく、「月額－（給食を食べなかった日数×1食単価）」分の一部返金となりました。これは、従来の月額（定額）は、給食実施回数の多い月、少ない月に関わらず、年間195回の実施を前提として平準化しているため、給食費取扱要綱に基づく適正な処理ではありますが、保護者からするとわかりづらい面があります。また従来の月額（定額）徴収においては、年度の途中での転入・転出があった場合に不均衡が生じる可能性があります。

これらの現状を鑑み、「喫食分の給食費を負担する」という実態に即した取り扱いにすることにより、保護者にわかりやすく、また、より透明性・公平性の担保が見込める「1食単価×給食実施回数」による徴収方法を令和3年度以降も継続したいと考えております。なお、行事や欠席により給食を食べなかった場合は、給食費取扱要綱に基づき、給食費を返金します。要綱によらない個人的な理由によって給食を食べなかった場合には、原則給食費の返金はいりません。

(1) 具体的な徴収方法について

各学校の給食実施予定カレンダーに基づき、月額（1食単価×給食実施回数）を設定し、毎月金融機関へ口座振替依頼を行う。4月分は5月分、8月分は7月分、3月分は2月分とあわせて口座振替を行う（下表参照）。行事等により給食を食べなかった場合は、当該給食費を返金する。

「1食単価×給食実施回数」による給食費徴収方法（案）

	1学期				2学期				3学期			合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
①給食実施（積算）回数	14	18	21	14	2	20	21	19	18	14	17	17	195

区分	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計/195 割り戻し単価	
単 独 調 理 校	低 学 年	旧月額 (4,413円/月)	4,413	4,413	4,413	4,413	0	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	48,543	248.94
		新月額（案） ①×1食単価（248円）	3,472	4,464	5,208	3,472	496	4,960	5,208	4,712	4,464	3,472	4,216	4,216	48,360	248.00
		口座引落額	0	※ 7,936	5,208	※ 3,968	0	4,960	5,208	4,712	4,464	3,472	※ 8,432	0	48,360	248.00

※4月分は5月分、8月分は7月分、3月分は2月分とあわせて口座引落

給食費の減額算定について

1 給食費の減額算定について

「立川市小学校給食費取扱要綱」より、学級閉鎖や臨時休業、病気、事故等のため給食を食べなかった場合は、要綱に基づき、給食費を減額します。

給食の停止（＝減額算定の開始日）は、給食提供停止の連絡が午前9：40までに学校給食課にあった場合は、当該連絡のあった日の翌々日からが対象となります（イメージ図参照）。

【イメージ図】 9/1の9:40前に学級閉鎖が決定、9/2～4まで学級閉鎖

	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日
	月	火	水	木
学校	学級閉鎖決定			→
給食費	保護者負担	保護者負担	なし	なし
給食提供	○	×	×	×

9月2日は学級閉鎖のため給食提供をしてないが、給食費は保護者負担となる。

この取り扱いは、給食用食材料はすでに発注しているため、学校給食の安定的な運営のため、保護者の方には給食費（＝食材料費）を負担いただくこととなります。

【参考】事務局案と従来の月額（定額）の給食費比較

1 給食費月額と1食単価

		低学年 (1・2年生)	中学年 (3・4年生)	高学年 (5・6年生)
単独校	月額	4,413	4,670	4,926
	1食単価	248	263	277
共同調理場校	月額	4,310	4,567	4,824
	1食単価	243	257	272

2 令和3年度の給食費（事務局案と従来の月額（定額）の給食費比較）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食実施回数	14	18	19	18	3	20	20	19	18	14	17	15	195

※各校において給食実施日を決めているため、本表と一致しない学校もある。

区分	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計/195 割り戻し単価
単 独 調 理 校	低学年 月額 (4,413円)	4,413	4,413	4,413	4,413	0	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	48,543	248.94
	1食単価(248) ×実施回数	3,472	4,464	4,712	4,464	744	4,960	4,960	4,712	4,464	3,472	4,216	3,720	48,360	248.00
	中学年 月額 (4,670円)	4,670	4,670	4,670	4,670	0	4,670	4,670	4,670	4,670	4,670	4,670	4,670	51,370	263.44
	1食単価(263) ×実施回数	3,682	4,734	4,997	4,734	789	5,260	5,260	4,997	4,734	3,682	4,471	3,945	51,285	263.00
	高学年 月額 (4,926円)	4,926	4,926	4,926	4,926	0	4,926	4,926	4,926	4,926	4,926	4,926	4,926	54,186	277.88
	1食単価(277) ×実施回数	3,878	4,986	5,263	4,986	831	5,540	5,540	5,263	4,986	3,878	4,709	4,155	54,015	277.00

共 同 調 理 場 校	低学年 月額 (4,310円)	4,310	4,310	4,310	4,310	0	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	47,410	243.13
	1食単価(243) ×実施回数	3,402	4,374	4,617	4,374	729	4,860	4,860	4,617	4,374	3,402	4,131	3,645	47,385	243.00
	中学年 月額 (4,567円)	4,567	4,567	4,567	4,567	0	4,567	4,567	4,567	4,567	4,567	4,567	4,567	50,237	257.63
	1食単価(257) ×実施回数	3,598	4,626	4,883	4,626	771	5,140	5,140	4,883	4,626	3,598	4,369	3,855	50,115	257.00
	高学年 月額 (4,824円)	4,824	4,824	4,824	4,824	0	4,824	4,824	4,824	4,824	4,824	4,824	4,824	53,064	272.12
	1食単価(272) ×実施回数	3,808	4,896	5,168	4,896	816	5,440	5,440	5,168	4,896	3,808	4,624	4,080	53,040	272.00

※実際の引き落とし金額は、4月分は5月分と、8月分は7月分と、3月分は2月分と合算する。